

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第87号の質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第87号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

先週、議案の説明までを終了しておりますので、本日は質疑より行います。

質疑ありませんか。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 一つだけお伺いします。

12ページ、会計管理費の東邦銀行の株の購入でございます。これ、一時売った分の買い戻しという話は説明は聞いているんですけど、何故今の時期なのか。もう少し詳しく説明願いたいなというふうに思います。株は上がったまま、結構、コロナで落ちるのかなと思っただら、高い状態にありますし、投資目的なのか、東邦銀行さんに頼まれたのか。その辺の理由をちょっと聞きたいのと、あと当時、売却した時の株単価と、今回購入する時の株単価、わかれば、わかればっていうか、調べてお願いしたいというふうに、この2点。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 東邦銀行株の取得ではありますが、目的といいますのは、やはり一番は、指定金融機関であります株式会社東邦銀行との連携を密にしたいということであります。佐藤議員もご承知のとおり、やはり金融機関、今、業界全体で再編が進んでいたり、あるいは経営状態の思わしくないところもあります。東邦銀行もそういった中で支店の統廃合等々も盛んに検討をされ、あるいは実施をされているといったような状況であります。近隣についてはご承知のとおり、川口の支店が坂下の支店と同一といったような状況もございます。そういった中、身近な金融機関として、町はもとより、町内の各事業者さんと密接な関係のある金融機関であります。そういった金融機関が近くにないということになりますと、

町内経済へも多大な影響があるということで、只見支店の存続も含めて東邦銀行との連携を強化したいということの内容が主な目的でございます。あと、売却にあたってでありますけれども、平成27年の7月に売却をしてございます。15万株売却をいたしまして、当時の売却単価が550円でありました。それによりまして、8,250万円、歳入となっております。今回は予算化は現時点での東邦銀行株価、時価でありますけれども、先週ですと220円台であります。そういったことから230円を、1株230円上限に15万株分、27年度に売却をした分の株式の総数でありますけれども、ここを上限に購入したいということとあります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） よくわかりました。そういう話は実際あったわけですね。東邦銀行さん、統廃合とか、閉店なんていうことに、厳しい事情はマスコミ等でわかっているつもりですけど、しかし、そういうお願いがあったということ、そういう理解でよろしいわけですね。銀行なくなると、我々も大変ですから、それを守るためにお願いがあったということの理解でいいわけですね。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） はい。具体的に只見支店の統廃合廃止といった内容ではありません。しかしながら、近隣がそういった状況、只見の支店はどうしても存続をしていかなければならないということから、様々な求めが銀行側からありました。いわゆる只見支店の営業成績上げるということでありますが、そういった中で今回は東邦銀行の株式の取得を一つの手段として選ばせていただいたということとありますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 9ページ、民生費負担金について関連してお伺いします。保育所措置入所者負担金。私、一般質問でもいたしました保育所無料化についてでございますけれども、それについて、保育所無料化になる範囲はどの程度なのか。対象になる児童数等は何人ぐらいいるのか。今のところその、どういうふうなお考えでいらっしゃるのかというものをもう少し細かくご説明願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今ほどの保育料の件でございます。範囲としましては、今現在、満1歳を迎えた時点で保育所に入所できるようになってございます。ですので、満1歳以降、入所される方については無料とさせていただくということで考えてございます。で、今現在、入所されている児童数については、全体で95名だったと思いますが、なっております。そのうち、既にまあ、3歳児以上が無料になってございますので、今現状ですと、38名の児童が10月から無料になるということでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そうすると、現在、入所されていなくて、新たに入所を希望される方というのは4月からになるのか。満1歳になった時点でなるのか。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今の申込を受けていただく、基本的に4月時点で年間を通して申し込みを受け付けて、途中入所の部分も含めて受け付けておりました。でまあ、途中入所、満1歳になった時点で入所申込をいただければ、その時点で調整をさせていただくというか、ことにはなりますけれども、一応、満1歳を迎えた時点での入所は可能というふうにはなってます。ただあの、町長の一般質問の答弁でもありましたように、保育所によっては今の現状だとちょっと、無理がある部分もございますので、そういった場合にはちょっと、他の保育所というお願いもさせていただくことがございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） その際ですね、保育所によってはということで、町内3保育所あります。現在、只見・朝日・明和、それぞれの保育所で、今後、受け入れ態勢ができそうな人数は、どのぐらい枠、現在残っているんでしょうか。現体制で入所されるとすると。あと、もし、そうやってほかの保育所に移動させられるような事態が発生した場合、次年度以降、保育所の保育室、それから保育士の数、それを検討されるお気持ちはあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今、受入れ可能人数と言いますと、3保育所で合わせまして

3名から4名程度になるかと思えます。で、あと次年度以降でございますが、申し込みを受けていただいた時点で、こちらも調整させていただくことになるかと思えます。あと、保育補助、そういったものの増員等も検討させていただきながら、なるべく受け入れをしていきたいというふうには考えてございます。あと、保育室の部分でございますが、現状、部屋が余っているという部分はないんですけれども、只見保育所だけ、一つ、一部屋多く、ほかの保育所よりはございますので、そういった中を活用させていただきながら、あとまたあの、5歳児であったり4歳児の合同保育、そういったものも検討させていただきながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 20ページの教育費の関係で、小学校、中学校、それぞれICT機器ということで、タブレット購入の予算というふうに説明お聞きしましたけど、今年の予算か、去年の予算だったか、ちょっと記憶定かじゃないんですけど、パソコンを相当規模、学校関係で購入したと思うんですが、その活用と、それと今度のタブレットの活用、これ、両方それぞれ、どのように使用方法考えていらっしゃるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 小中学校のIT機器の整備の関係でございますけれども、基本的には小中学校に整備を進めておりましたパソコンの関係につきましては、プログラミング教育を中心に活用していくといったようなこととなります。それからタブレット関係につきましては、プログラミング関係の使用もありますけれども、それを可搬式といいますか、持って移動もできますので、パソコン室以外での活用、場合によってはあと、仮に新型コロナの関係で臨時休業といったような事態に陥る場合には、自宅に持ち帰ってのリモートワーク。そういったような活用も検討をすることになるかと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、今との関連ですが、小学校のほうは981万5,000円。中学校が575万2,000円ということですが、これ、大体、そうすると児童数全てなのか。大体、児童生徒の半分ぐらいの目安で、この数ですね、金額の根拠になっている数、児童数に対してどんな割合での計画なのか。その計画の根拠をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 小中学校の今般の予算、ICT機器購入についての積算根拠でございますけれども、一人1台の整備をするということで、国の方針に則りまして、これまで3人に1台検討で整備を進めていたものを、一人1台ということで前倒しで今般整備を行いたいと。で、具体的な数値についてでありますけれども、小学校につきましては95台のタブレットの購入を予定してございます。中学校につきましては68台購入を予定しております。これで小中学校の児童生徒、一人1台の整備が進めるというような内容になってございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますとね、今の説明の、小学校が95台で980万、中学校が68台で575万。これ、小学校と中学校で、それぞれ1台あたりの単価が違ってくると思うんですけど、これはあの、いわゆる小学校と中学校ではタブレットの機種の違いがあるのかどうか。結構、速算なんですけど、単価が違うんじゃないかと。それと一人1台ということなんですが、去年の決算資料の人数見ると、97人かな、学生が。ちょっと、そうすると、一人1台より少ないように思われるんですが、その辺の関連もお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） まず小中学校のタブレットの単価でございますけれども、同一の機種、同じものを整備をするという予定になっておりまして、今回の予算の中には、そのタブレット自体の購入費用、それからそのほかにタブレットの管理ツール、端末設定の費用。それから充電器付きの収納庫、不正アクセス防御のソフト。そういったものも含めた、タブレットの周辺機器、そういったものを整備を予定しておりまして、タブレット自体の単価については同じということでございます。

それからあと、今般の導入台数、購入予定台数でありますけれども、先行して整備をしておりました分がありますので、その分を差し引いて、不足する分の購入をしないと、そういうことで、今の児童生徒数よりも少ない台数を今回は購入しないと、そういう内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今頃、こういう質問をして、大変申し訳ねえと思っておりますが、このタブレット購入については、先行取得している分もあるという話を聞いてますが、これ、機種とか業者、入札か随意かということなんです。これ一つ。

それからあの、なかなかあの、パソコンもタブレットも一人1台となりますと、覚えてしまえば簡単なんでしょうが、覚えるまで、どういう指導をされていくのか。例えば、専門のそういった方がいらっしゃるのか。つまり、どういった指導をされるのかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 先行して導入済みの分。で、今後、購入を予定している分についての購入の方法でありますけれども、入札を行いまして複数事業者から金額の入札を行っていただいたうえで、金額で安価なところに決定をしておりますし、今後もその予定でございます。

それから、指導についてでありますけれども、今現在予定をしておりますのは学校の教員、先生方が指導をしていただくということで予定をしております。ただ、今後、将来的な話になりますけれども、国の方針と財源措置等にもよりますが、そういったICT教育の専門家の配置といったような動きがあれば、そういったものも検討してまいりたいと、そのように考えておりますが、現状においては学校の先生方という予定でございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 懸念されるのは、全体の教育カリキュラムというのもあるんですが、なかなか先生というのはその、いわゆる昭和年代だったと思いますが、教員人材確保という中で、一般の公務員と違って超過勤務というのはないと聞いております。そういう中でその、今現時点をその従来の教員の方のお世話になるということであるとすると、業務が相当過重になると思われるんですが、その辺のことはどう考えていらっしゃって、もし、過重であると思われるのであれば、どう対策されるのかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） まずあの、昨年度と今年度のパソコンの入荷というか購入なんですが、昨年度は新しい教育課程にプログラミング教育が入るということで、まず児童生徒数の3分の1を国の補助をいただいて購入するというので3分の1を購入しました。ちょうどあの、各学校のパソコンが更新時期だったので、そのタブレット方式の画面と外れるようなパソコンに入れ替えていただきました。で、今年度は新型コロナウイルス関係で一人1台必

要だろうということで、一人1台購入するようという国からの交付金が付いていて、今年度はその一人1台、残りの3分の2の生徒数の分を購入することになります。で、内容なんですけど、普通の事業の中でパソコンは使って授業をしています。で、調べ学習とか、あとほかの学校と繋いでとか、教員が普通に指導しながら授業の中で使っておりますので、そんなには負担過重にはならないかなというふうに思います。ただ、オンライン授業とか、そういうことにつきましては、研修をしながら、専門の方から研修を受けながら使おうということで研修も進めております。あと各学校の教員が一堂に会して研修会を実施したりしておりますので、これ以降また、やり難さとか、あと教員の負担過重な面が出てくるとしたら、またそこについても考えていきたいなというふうに思います。今、次年度、これからのスムーズな活用に向けて研修を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） くだいようですが、一人1台、パソコンなりタブレットの先行導入ということで、子供というべきでしょうな、児童生徒がそれぞれ個人差もある中で、おそらく当初は、いろんなその、パソコン特有の記号だったり、数字だったり、そういったものの理解があると思いますが、そういったものを教えるにあたり、いわゆるパソコンですとプログラミングというカリキュラムがあったという話ですから、それに対応した分もあったと思いますが、タブレットについては、今のところ、そういう説明は受けておりませんが、タブレットを導入するにあたり、やはり同一、同じ水準で使い方を取得させるには、素人考えではありますが、非常にその、難しい側面があるかと思いますが、これについての具体的な、将来、タブレットに限定しますが、タブレットも将来使っていくということで、国なり何なりの明確な、そのプロセスにおける指導なり、指導といったら変ですが、（聴き取り不能）助言があると思いますが、今のところその、タブレットについて、プログラミング教室のような明確なそのものが、ないとすればですよ、ないとすれば、やはり、その辺、教え方だとか、使い方だとか、細かいことをいうと、だいたいその教員、皆さん方がストレスを感じられるんじゃないかと思うわけです。そういう意味で、精神的にも業務の量的にも過重にならないかということをお伺いしているわけですが、その対策があれば教えていただきたいです。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） パソコンとタブレットでは、ちょっと使い方が異なるんじゃないか  
というようなご指摘でしたが、今までパソコン室にパソコンがあって、で、今回、昨年度、  
画面と切り離せるようなタブレット形式のものにさせていただいたんですが、それを3分の1  
の台数ではあったんですが、今までも全校生が、低学年はあまり使ってないんですが、全校  
生が使っていました。で、その画面と離して、外に出て、理科の観察にそのまま使ったりと  
か、そういうことができていたので、タブレットと同じような使い方を今までしていました。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 12ページの、特定空家の解体工事についてお伺いしますが、今回、  
2件で、町費で、これを解体なさるということですが、現在、町内にこの、いわゆる空き家  
といわれる件数はどのぐらいあるのか。それから、そのうち空き家バンクに登録なされてい  
るのはどのぐらいあるのか。そして、将来、この特定空家となり得る物件、現在交渉中かも  
しれませんが、この件数はどのぐらいあるのかお聞きします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） まず空家の件数でございます。随時、動きますので、明確なこ  
とはあれなんですけども、把握している件数としては196件でございます。さらに、バン  
クの登録の数ですね。現在の登録、今年になっての新規登録件数が10件であります。今あ  
の、交渉中であつたり、もう既に成約したものを除いて、今10件程度ということになりま  
す。それと、特定空家となり得るとするのは非常に、随時あの、調査のほうは行っているん  
ですけれども、現状では特定空家に認定をしている件数は3件ございまして、今回、対策事  
業実施要綱に基づく空家解体に該当する物件が1件ということで、今回、1件の解体事業を  
実施をしようというような内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） そうしますと、その特定空家となり得るということは、今後また、補  
正か何かでこういった予算は随時、なった場合には出されるということでしょうか。そ  
して、今の説明ですと、バンクが10件。で、特定に成り得るのが3・4件。で、今、空き  
家として把握しているのが196件。そうすると、この残りは、残りの件数は現在、指導中、

または交渉中。持ち主に対して指導中という認識でよろしいのか。相当数な数だと思うんですが、町内、結構、危ないのがあるなというふうには認識しているんですが、今の認識でよろしいですか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） すみません。先ほど10件という登録と言いましたけど、13件です。すみません。現状。あと196件の空家について、指導、云々というお話ございましたけど、当然、所有者がいらっしゃいまして、空き家であっても、町内にいなくても、利用されるという空き家も当然あるわけですので、空き家の管理をしっかりとっていただきというような啓発活動についてはしっかりとやる。今年もお盆前にもさせていただいたり、広報ただみでも啓発のほうはさせていただいておりますけれども、そういった形で常に空き家についてしっかりと管理していただきというような啓発はさせていただいております。

それとあと、今後、こういうような解体が出てくるのかというお話でございますけれども、あくまで、今回の特定空家の解体につきましては、特定空家の状態に認定をしたうえで、調査の結果、所有者の生活状況を確認したうえで、とても解消が難しい場合について、町がその物件を、所有者が同意を、申し出があつて、町に寄附をされた場合に限って、今回のような特定空家対策事業実施要綱に基づく解体事業を実施をするという流れです。で、こういう流れではない場合は、いわゆる今回、特定空家3件でございますけれども、残りの2件につきましては、現在、助言、指導の段階ですけれども、今後まあ、空家等対策協議会との協議とかも含めて、様々状況ありますけれども、今後、勧告をしたり、命令を出したり、最終的には代執行、今回の予算の計上とはまた違う代執行という方法で実施をするという場合も考えられると。あくまで今回ののは生活困窮で自力でできないことが明らかだったものについて実施をする。町が寄附を受けて実施をするという内容になっております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 見るからに、これ、今度、雪、去年は雪降らなかったですけど、降れば、例えば、例えばこれ、国道に被害を及ぼすんじゃないかなとか、そういった物件もあります。まあ、集落の中でも、なかなかその、こっちに在住してない人であつて、連絡ついてるのかどうかわからない集落もありますので、被害が出ないうちといたしますか、適切な助言、指導等をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 87 号 令和 2 年度只見町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 88 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第 2、議案第 88 号 令和 2 年度只見町国民健康保険事業特別  
会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案第 88 号 令和 2 年度只見町国民健康保険事  
業特別会計補正予算（第 2 号）をご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ  
5 億 1,408 万 9,000 円とする内容でございます。

飛んでいただいて、5 ページからご覧いただきたいと思います。まず歳入でございます。

保険給付費等交付金ということで特別調整交付金 10 万円を見込んでございます。これにつ

きましてはコロナによる減免で過年度分、2月1日以降の課税で該当する部分については特別調整交付金で対応するというごことのでございますので、見込みとして10万円を計上させていただきます。

6ページ、歳出になります。償還金でございます。保険税還付金、今回20万円増額をお願いしておりますが、10万円については先ほど申し上げましたコロナの減免に伴う還付が発生した場合、対応させていただく。もう10万円につきましては資格等の喪失、移動に伴う還付金、不足が見込まれますので10万円計上させていただきます、合計20万円ということをお願いしております。予備費10万円を減額させていただきます調整させていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第88号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第89号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第89号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 議案第89号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億675万円とする、でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、5ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。目の1、衛生費、県補助金。補正額が365万円でございます。内訳、節でございますけれども、保健衛生費補助金であります。内容は新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金補助金165万円。そして、医療機関・薬局等感染拡大防止等支援事業補助金200万円でございます。こちらのほう歳入の慰労金につきましては、感染すると重症化するリスクが高い患者と接する従事者等に継続して、それを継続して維持することが必要な事業所に対して、医療機関でございますけれども、一人当たり5万円の補助金が出るものでございます。下の感染拡大防止等支援事業補助金につきましては、有床な診療所は200万、無床な診療所は100万、そのほかの医療機関は70万。そして、病院は200万プラス病床ということで、そういった補助金でございます。その下でございます。繰入金です。基金繰入金10万円でございます。自然首都・只見応援基金繰入金でございます。これは5月の下旬にですね、匿名の方から、診療所の看護師がコロナ対策下の中で非常によくやっているの、看護師のために使ってほしいということで寄附をいただいているものでございます。

それでは6ページをご覧ください。歳出でございます。項の1、総務費。目の1、一般管理費であります。先ほどの10万円の寄附金でございますけれども、需用費、消耗品で1万5,000円。そして、備品購入費、庁用器具費、管理用備品ということで8万6,000円でございます。看護師とも相談しまして、夜勤の時に使いたいということで電子レンジ、そし

てソファベッドの管理用備品を購入したいものでございます。消耗品につきましてはそれに関するものに関して支出を予定してございます。負担金、補助金、交付金でございますけれども、先ほどお話ししました感染症対策慰労金で165万円でございます。こちらのほう、一人当たり5万円で、33人が該当いたしますので、この金額になってございます。そして、その下の医業費でございます。医科管理費でございます。先ほど200万の感染拡大防止支援事業補助金。それからですね、管理用備品としまして感染防止用のクロススクリーンを購入するものでございます。200万円のほかの予算につきましては既存の予算に猶予をして処理したいというふうに思っております。既に感染防止対策としまして、マスクとかですね、ガウン、その他、いろいろ、医薬品、衛生材料費がかかってございます。そちらのほうに充てるもの。そして、感染症の産業廃棄物の処理委託料。そちらのほうに充てたいというふうに思っております。あと、予備費で調整をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） すみません。

先ほどの新型コロナウイルス感染症対応従事者医療交付金事業。これにつきまして、若干、保健福祉課のほうから補足をさせていただきたいと思っております。今ほど診療所事務長のほうからございました医療機関、あと薬局等につきましては、医療機関の医療従事者が新型コロナウイルスの感染拡大防止、収束に向けてウイルスに立ち向かっていらっしゃるということでの慰労金でございますが、その他に介護サービス、あと障がい福祉サービス。これについても同様な形で家族を支えるというような部分で同様の一人5万円という交付金がございます。また、物資ですね、マスク、消毒薬。そういったものも各施設で必要になるということから同様の補助がございます。今般、後程、地域包括支援センター補正でも出てまいります。各施設において介護事業所、あと障がい者の事業所、それぞれにおいて申請をされている状況でございますので補足の説明をさせていただきました。

よろしく願いします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今の補足説明を質問しようと思ったんですが、介護サービス者も当然含まれるということですが、もう少し詳しくお聞きしたいんですが、例えば、その施設を掃除なさる人、感染のリスクありますよね。それから救急隊員も感染リスク、当然ありますよね。こういった方はどういう、対象になってますか。なってませんか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） まず介護施設で勤務されている掃除を行う方。そういった方も対象にはなりません。救急隊員につきましては、この要綱の中では明記をされておきませんが、ちょっと救急部分については、今出ている医療部分、介護部分、障がい部分の中では、救急って、消防署員の救急隊員ということによろしいですよ。それについては、この中には入ってございません。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 各市町村でこういったものなさいますと、その救急隊員漏れちゃうんじゃないかなと。漏れてんじゃないかなっていう、僕は危惧しているんですけども、南会津町は南会津町で、その病院に対してやりますけども、只見は只見で只見の施設でやられると。そうすると救急隊員が忘れられているような感じが僕はしているんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 今回の従事者慰労金につきましては、厚生労働省の補助金でありまして、厚生労働省から県のほうにきて、県から国ということで、国の枠組みの中で、今回はその診療所とか、訪問看護ステーションとか、そういった、あと介護施設とか、そういったものを対象にということの事業だと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

3回目。

○7番（中野大徳君） 隣の南会津町で、先般、そういったものを出されました。南会津病院で出たんですよ。そして、勤務者、そういった方には南会津病院から出されましたが、その時は、当然、南会津町の消防署員もいますけども、その方は対象になってないと。今回もこれは対象にならないということでもありますから、国がお忘れになっているのか何だかわかり

ませんが、一番リスクのある人なんです。で、救急車と一緒に乗って、それぞれの防護服、それなりの装備をして搬送しますけども、今まではその疑いのある人は当初は1回そういった疑いのある人を搬送すると、1週間休まなければならないと。万が一、感染しているかもしれない。そして、救急車も消毒を徹底してやられましたけども、だから、漏れてるんじゃないかと僕は危惧して質問しているんですけども、今回も入ってないとすれば、その辺はよく調査していただいて、広域のほうでも調べていただいて、今、親方はうちの町長ですから、そういったところにも僕は当然、あれするべきかなと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今ほど事務長申しましたとおり、今のこの部分については厚生労働省の部分になってございます。逆に、省が変わって総務省等で同様のものがあるかもしれません。ちょっと、私、把握してございませんので、それについては調査をさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。今言われたような、答えをお願いします。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今議論になっておりますのは、担当課長が申しあげましたように、これは国の制度です。それである、それぞれの福祉施設等に、今、厚生労働省を中心として補助金を出していただきました。ですから、それぞれの部署で申請するようになりますが、今のところ、広域消防と、そういったところについて、総務省管轄については通知聞いておりませんので、尚、内容については確認はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 消耗品の関係で、いわゆる感染症予防でドクターや看護師さんの、これ発熱外来であれば、たぶん、完全防護、ガウンだとか、フェースシールド含めて、1回使い捨てになると思うんですが、それは大体、十分と思われる数は備蓄されているかどうかお尋ねいたします。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 感染対策の、例えばN95とかいうマスクとかですね、

フェースシールドとかガウン、今、当面、診療所で行おうとしている医療についての分については充足しております。また今後、診療の仕方というものが変わった場合は、またさらに必要薬を確保しなければならないというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 中野委員と同じことを聞こうかと思っておったんですが、足りない分をちょっとお伺いしたい。薬局、介護・医療従事者、清掃員。救急隊員は、これはまあ、管轄が違うということで、いわゆる施設会計の中で支出されるものについて、全額支出ですから、これでいいのかなというふうに思いますが、診療所の中に、いわゆる民間、名前挙げていえばニチイ学館の職員もおられる。こういった方々、会社が違う、いわゆる労務管理が違う立場の方々。これが含まれるのか。それと、もう一つは、薬局と言われますが、薬局というのは医局薬局で診療所にもたしか、同じ言い方をすると思いますが、診療所外のあいあい薬局というのは、これはあの、今の説明だと、どうやら該当しないんじゃないかと思うような気もしますが、知っていることは大切なのでお伺いします。診療所内部にいる、いわゆる労務管理を民間でされている方。それから民間の薬店を営んでいる薬局。診療所内の薬局ではなくて。この2箇所についてはどのような扱いになっているのか承知したいと思いますのでお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 医療事務の方につきましては、委託ではございますけれども対象ということで支給というふうになります。薬局につきましては、院外は対象にはなりません。薬局については少し調べる時間をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 5ページの歳入のほうで、衛生費、県補助金ということで、国の制度で従事者慰労補助金ということで165万歳入あるんですが、そして、下段のほうに、拡大防止等支援事業補助金200万ということで、合わせて365万の歳入を見ております。で、歳出のほうは、一般管理費で165万の負担金、補助、慰労金ということでみているんですが、そのほかの200万。国・県のほうから、この200万については医業管理費ですか、

医科管理費ですね、備品に対して47万9,000円あがっているんですが、そのほか予備費に充当されているという感じなんです、国・県からの補助金は具体的に施設なり、いろんなもの、備品等、そういう拡大防止に使うための補助金ということだと思んですが、予備費に充当されている、その用途というのか、その計画についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 今回はですね、この補助金の対象、4月1日から3月31日までということの対象でございまして、もう既に支出しているものについても対象ということになってございます。ということで、今の、まだ最後に最終的に締めるということにはなりませんけれども、現在の段階では既存の予算のところ、例えばあの、感染症の産業廃棄物の処理費用の委託料とかですね、あとは清掃の委託料の中でお願いして、あとまあ、感染対策のそれぞれ歯科と医科のほうで、マスクやガウンや購入しますので、消毒液も含めて、そういったものに充てさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 先ほどの3番議員の薬局の件でございすけれども、薬局も該当になります。該当になります、ただ、それ、申請は民間の方でしていただくような形にはなりません。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○保健福祉課長（増田栄助君） これは町の診療所としての部分でございすので、申請が直接、あいあい薬局さんがしていただくという形になります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第89号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第90号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第4、議案第90号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第90号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,515万3,000円とする内容でございます。

5ページからご説明を申し上げます。まず歳入でございます。今回、繰越金5万3,000円を前年度繰越金として計上させていただいております。諸収入、保険料還付金でございます。10万円。これ歳出のほうで出てまいります。コロナの関係で減免、過年度還付があった場合に広域連合のほうから、その部分を歳入する内容でございます。

6ページでございます。歳出の償還金でございますが、コロナ減免による、2月1日以降の過年度の保険料部分で還付が生じた場合の部分で10万円を計上させていただいております。予備費5万3,000円については繰越金部分を調整させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第90号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第91号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第91号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第91号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ52万4,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,036万円とする内容でございます。

事項別明細、5ページからご説明をさせていただきたいと思っております。まず歳入でございます。介護保険料についてでございますが、7月に本算定を行いました。それに伴って特別徴

収で95万5,000円、普通徴収で62万6,000円の減額が見込まれます。続きまして、国庫支出金でございます。介護給付費の現年度負担金としまして22万円。これ、歳出のほうで後程出てまいります。住宅改修費、介護予防住宅改修費の不足が見込まれます。その増額をお願いしておりますので、その部分について所定の割合による負担金の増を見込んでございます。続きまして、国庫補助金、現年度分の調整交付金でございますが、内示額の確定によりまして11万4,000円増額をさせていただいております。支払基金交付金につきましても国庫負担金と同様に歳出の増に伴います増額を見込んでございます。6ページでございます。県負担金。これにつきましても支出の増に伴う所定の割合での増額見込んでございます。一般会計繰入金につきまして、介護給付費の現年分繰入金につきましても歳出の増に伴う増額でございます。事務費繰入金につきましては、これも歳出で出てまいります。認定審査会の共同設置負担金。今回、昨年度の件数が確定したことによりまして一般会計から事務費繰入金として増額を見込んでございます。

歳出でございます。7ページご覧いただきたいと思っております。負担金、認定審査会共同設置負担金ということで、昨年度の認定審査件数の確定に伴いまして、今回、負担金の増額をお願いするものでございます。続きまして、2の保険給付費でございます。介護予防住宅改修費負担金でございます。現在、介護予防支援1・2の方の住宅改修費に不足が見込まれますので、110万円増額をお願いするものでございます。次に、諸支出金の繰出金でございますが、一般会計の繰出金として昨年度の低所得者保険料軽減負担金分の精算として繰出しをさせていただいて、一般会計から国庫県費に返還をさせていただくものでございます。予備費186万5,000円の減額で調整をさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ありません。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第91号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第92号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第6、議案第92号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第92号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万8,000円を追加させていただいて、歳入歳出予算総額それぞれ1,381万円とするものでございます。

また5ページからご覧いただきたいと思っております。歳入でございます。居宅介護予防サービス事業費補助金ということで、先ほど診療所会計の中でもご説明申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金ということで、今回24万8,000円を増額させていただくものでございます。内容については歳出のほうでご説明を申し上げます。

6ページでございます。まず消耗品。これについては感染症予防のための資材、マスクであったり消毒薬。そういったものの購入に充てるということで1施設あたり14万8,000円ということで計上させていただいております。交付金については従事者への慰労金とい

うことで2名分10万円をお願いしてございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第92号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）は、  
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第93号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第93号 令和2年度只見町簡易水道特別  
会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、議案第93号 令和2年度只見町簡易水道特別会  
計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出それぞれ207万5,000円を追加しまして、総額そ

れぞれ2億375万5,000円とする内容のものでございます。

ページ、5ページをご覧ください。歳入からの説明になりますが、今回の補正、歳入歳出とも国道289号黒谷地内の国道改良工事にかかります消火栓の移設工事の変更に伴います補正予算でございます。まず歳入の1他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金として消防費からの繰入になりますが、事業費の133万2,000円を繰り入れます。また、雑入としましては物件移転補償費。これは県からの対象となる補償額であります。74万3,000円を歳入を受けるものでございます。

6ページであります。歳出です。施設整備費として200万9,000円。工事費として今回、消火栓の移設工事の変更に伴います工事を実施をするものでございます。予備費6万6,000円をもって調整をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第93号 令和2年度只見町関水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第 8、認定第 1 号 令和元年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 17、認定第 10 号 令和元年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、議長と議会推薦の監査委員を除く議員 10 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 10 号については、議長と議会推薦の監査委員を除く議員 10 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、決算特別委員会の正・副委員長は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議員の互選により決するとありますので、特別委員会で互選をお願いいたします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 8 条第 2 項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、三瓶良一委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正・副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、決算特別委員会正・副委員長選任のため、暫時、休議します。

当局は暫時、退席を願います。

〔当局退席〕

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 31 分

○議長（大塚純一郎君） それでは、ただ今より開議します。

決算特別委員会の委員長に鈴木好行君、副委員長に小沼信孝君が選任されましたのでご報告いたします。

ここで、お諮りします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号から認定第 10 号については、会議規

則第46条第1項の規定によって、9月17日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号については、9月17日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いいたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎令和元年度只見町の健全化判断比率について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第18、報告第5号 令和元年度只見町の健全化判断比率について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第5号 令和元年度只見町の健全化判断比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に対する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

一枚おめくりをいただきますと、只見町代表監査委員から町長充ての、令和元年度只見町の健全化判断比率の審査についての報告がございます。標記について、令和元年8月7日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告いたしますということであります。

次のページが意見書になってございます。

審査の概要であります。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいただきました。

2、審査の結果であります。総合意見であります。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めていただきました。（2）個別意見であります。実質赤字比率についてということでありま

す。令和元年度の実質赤字比率は、昨年に引き続き実質赤字額が生じていないため算出されない。②連結実質赤字比率についてであります。令和元年度の連結実質赤字比率は、昨年に引き続き連結実質赤字額が生じていないため算出されない。③実質公債費比率であります。令和元年度の実質公債費比率は3.0パーセントとなっており、昨年比0.2ポイントの減となっています。早期健全化基準の25パーセントと比較すると、これを下回っているということでもあります。④将来負担比率について。令和元年度の将来負担比率は、昨年に引き続き将来負担額が生じていないため算出されないということになってございます。(3)としまして是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないということで意見を頂戴してございます。

以上であります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎令和元年度只見町の資金不足比率について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第19、報告第6号 令和元年度只見町の資金不足比率について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第6号 令和元年度只見町の資金不足比率についてであります。

これも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

一枚おめくりをいただきますと、先ほど同様、只見町代表監査委員から町長充ての結果の報告の文書となっております。

もう一枚おめくりをいただきますと、令和元年度資金不足比率審査意見書となります。

1としましては、審査の概要であります。この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいただきました。

審査の結果であります。(1)総合意見であります。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認

められますということです。特別会計の名称は只見町簡易水道特別会計、只見町集落排水事業特別会計であります。(2) 個別意見であります。資金不足比率について。令和元年度の各特別会計資金不足比率は、昨年引き続き資金不足額が生じていないため算出されない。早期健全化基準の20パーセントと比較すると、良好な状態にあると認められる。(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないということで意見を頂戴してございます。

以上であります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

### ◎株式会社会津ただみ振興公社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第20、報告第7号 株式会社会津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、報告第7号でございます。

株式会社会津ただみ振興公社の経営状況についてということでございまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただくものでございます。

おめくりをいただきますと、会津ただみ振興公社の決算報告書ということで、第25期、平成31年4月1日から令和2年3月31日までのものということで添付をさせていただいております。

おめくりをいただきますと、貸借対照表をご覧いただきたいと思っております。流動資産としまして、2,491万5,246円。中身としましては現金・預金、売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、未収入金等々となっておりますのでご覧いただければと思っております。さらに、固定資産ということで47万4,225円です。こちらにつきましても有形固定資産として構築物、車輛運搬具、工具器具備品等々、少額ではありますがございます。また、投資等ということで出資金、長期前払費用ございまして、資産の部合計としましては2,538万9,471円となっております。右側、負債の部でございます。流動負債といたしまして771万4,080円となっております。内容としましては買掛金、未払金、未払費用、預り金、未払法人税等、また未払消費税等がございますので尚ご覧いただきたいと思っております。負債の部の合計といたしまして771万4,080円となっております。純資産の部でございます。

株主資本1,765万5,391円であります。内容としましては資本金、また利益剰余金ということでマイナス857万4,609円ということになっております。資産の部の合計といたしまして1,767万5,391円。負債及び純資産の部の合計としまして2,538万9,471円となっております。

2ページにまいりまして損益計算書であります。純売上高でございますが、受託収入、指定管理料収入、売上、スキー場売上。合計しまして純売上高7,048万8,601円となっております。売上原価といたしましては期首棚卸から商品の仕入れを足しまして、さらに期末の棚卸高を差し引きました最終的な売上原価としまして932万6,459円となっております。差し引まして売上総利益といたしましては6,116万2,142円となっております。販売費及び一般管理費としまして6,199万1,626円となっておりますので、差引営業損失といたしまして82万9,484円ということになっております。そのほか営業外収益といたしまして、受取利息割引料、貸倒引当金戻入、雑収入というものございまして、合計14万3,212円ということで経常損失差し引まして68万6,272円となっております。さらに特別利益ということで前期損益の修正益ということで6,735円計上がありまして、税引前当期損失としまして67万9,537円。法人税住民税及事業税等差し引まして当期損失86万4,537円となっております。

おめくりいただきまして、販売費及び一般管理費の内容でございますが、こちらのほうにつきましては、いわゆる一般経費ということで記載のとおりでございます。合計としまして6,199万1,626円の販売費及び一般管理費の内容となっております。

4ページでございますが、株主資本等変動計算書、お付けをいたしております。資本金といたしましては当期末残高としまして2,625万円ということになっておりますが、利益剰余金等々ございまして、株主資本としましては当期末の残高1,767万5,391円ということになっております。発行済みの株式は525株となっております。

以上、報告をさせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎株式会社季の郷湯ら里の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第21、報告第8号 株式会社季の郷湯ら里の経営状

況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、報告第8号でございます。株式会社季の郷湯ら里の経営状況についてでございます。

同じように地方自治法243条の3第2項の規定によりまして別紙のとおり報告をさせていただきますのもでございます。

おめくりいただきまして、決算報告書表書きということで第22期でございます。同様に平成31年4月1日から令和2年3月31日までの決算報告ということになります。

おめくりいただきまして1ページであります。貸借対照表でございます。流動資産につきましては、現金・預金、売掛金、カード未収入金、貸倒引当金、商品、原材料、貯蔵品、立替金、未収入金等々ございまして、全体で5,040万3,228円となっております。固定資産につきましては、有形固定資産として構築物、機械装置、工具器具備品等々。また無形固定資産として電話加入権。さらには投資その他の資産ということで、出資金、長期前払費用、リサイクル預託というような項目ございまして、全体としまして112万7,745円となっております。合計しまして、資産合計としまして、5,153万973円となっております。右側にまいりまして負債の部でございます。流動負債ということで、買掛金、未払金、未払法人税、未払費用、未払消費税、預り入湯税等々ございます。合計しまして1,723万8,070円ということで、負債合計も同額1,723万8,070円となっております。純資産の部でございます。株主資本3,429万2,903円でございます。資本金から利益剰余金890万7,097円ということで、こちらのマイナス分を差引きまして、純資産の合計であります。3,429万2,903円ということで、負債・純資産合計が5,153万973円となっております。

2ページにまいりまして損益計算書でございます。純売上高でございます。宿泊売上、宴会売上、飲食売上、入湯売上、売店売上、むら湯売上、その他売上。さらに委託及び委託管理料ということで、総額2億2,462万8,034円となっております。売上原価としましては、当期宿泊料原価といたしまして1億8,197万951円となっております。差引き、売上総利益といたしまして4,265万7,083円となっております。販売費及び一般管理費が4,769万3,220円となっておりますので、差引きの営業損失といたしまして503万6,137円となっております。その他営業外収益といたしまして、受取利

息、貸倒引当金戻入、雑収入ございまして、401万9,817円。営業外費用といたしまして、貸倒引当金繰入、雑損失ございまして15万5,646円ということで、差引き、経常損失といたしまして117万1,966円でございます。税引前当期純損失も117万1,966円ということで、法人税等18万5,000円を充てまして、当期の純損失135万6,966円となっております。

おめくりいただきますと、販売費及び一般管理費ということで、人件費につきましては、給料手当、法定福利費、福利厚生費等々ございまして、人件費としまして2,402万7,252円。経費といたしまして、広告宣伝費からそれぞれ経費費用積み上げまして、全体としまして2,366万5,968円ということで、販売費及び一般管理費合計としましては4,769万3,220円ということになっております。

4ページ、宿泊業原価の報告でございます。材料費につきましては期首の棚卸高に食材の仕入れ、商品の仕入れをプラスしまして、さらに期末の棚卸額を差引きさせていただきまして5,659万7,898円となっております。労務費といたしましては、給料、法定福利費合わせまして7,046万5,057円と。さらに宿泊業経費としまして、広告宣伝費等々計上させていただきまして、全体で5,490万7,996円ということで、当期総宿泊業費用また宿泊業原価といたしまして1億8,197万951円となっております。

以上、報告をさせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎南会津地方土地開発公社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第22、報告第9号 南会津地方土地開発公社の経営状況について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第9号 南会津地方土地開発公社の経営状況についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

一枚おめくりをいただきますと、ちょっと小さな表になります。令和元年度の貸借対照表でありますけれども、資産の部としましては、普通預金で7万4,021円。定期預金で7

30万。合わせまして737万4,021円となっております。負債はゼロであります。資本でありますけれども、資本金としましては基本財産500万円。準備金としまして前期繰越準備金が244万3,749円。当期損失が6万9,728円でありましたので、差引き237万4,021円。そして、資本の合計が737万4,021円となっております。

右側が令和元年度の損益計算書になってございます。事業収益、事業原価ともありませんで、販売費及び一般管理費、事業損失で7万2,000円となっております。これは法人関係の県民税あるいは法人関係の南会津町への町民税納税分でございます。事業外収益2,272円は定期預金の利息でございます。差引きまして、事業外の費用としまして経常の損失が6万9,728円であったということであります。

一枚おめくりいただきますと、財産目録がございまして、流動資産としまして、普通預金で7万4,021円。定期預金で730万円ということになってございます。それぞれ会津信用金庫田島支店、会津よつば農業協同組合田島支店に定期預金がございまして。未収金はゼロであります。資産の合計は737万4,021円。負債も長期借入金等ありませんので、ゼロ。差引きの純財産が737万4,021円となっております。

右の表であります。利益金処分計算書でありますけれども、当年度損失金6万9,728円は先ほど申し上げました法人関係税をお支払いをした分から、入ってきた利息を差し引いた分。これが当期の損失金となっております。6万9,728円あります。

次のページがキャッシュ・フロー計算書になっておりまして、事業活動によるキャッシュ・フロー、その他の業務支出が7万2,000円。これはあの、繰り返しになります。税金等々のお支払いであります。そして、利子を2,272円受取った差引き6万9,728円。全体的な資金が減ったということあります。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 以上で、報告は終わりました。

ここで、昼食のため、暫時、休議します。

午後の再開は1時15分といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時12分

○議長（大塚純一郎君） 全員揃いましたので、午前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りいたします。

町長より、議案第94号 工事請負契約の締結について、議案第95号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号、議案第95号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第94号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、議案第94号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、議案第94号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

事前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結する。一つとしまして、契約の目的でございます。橋梁補修工事。町道小林・塩ノ岐線の八乙女橋になります。二つとして、契約の方法、指名競争入札でございます。三つ目として、契約金額でございます。6,418万5,000円でございます。四つ目として、契約の相手方でございますが、住所、福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢口146、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、取締役南会津本社長、飯塚信でございます。

今お配りしました資料、横長の資料でございますが、入札結果報告書と併せまして工事の概要等について説明申し上げます。

入札の日時であります。今年9月の4日になります。事業名は橋梁補修工事でございます。本工事につきましては、町道橋の長寿命化計画に基づきまして、町道橋の補修工事を行うものでございまして、地区名が八乙女橋とありますが、これは先ほど申し上げた町道小林・塩ノ岐線の八乙女橋。塩ノ岐に入って最初の橋でございます。となります。橋の長さであります。34メートル、橋長あります。幅員は橋桁を含めまして8.2メートルということになります。本工事の入札指名業者であります。5者であります。記載のとおりであります。入札の結果であります。今ほど申し上げました南会西部コーポレーションが最低入札額ということで落札決定したものでございます。本工事については、橋の鋼材部、躯体となる鋼材部の舗装塗り替え。また表面のアスファルト舗装であります。の打ち替えをしまして表層を防水加工するというようなものが主な工事の内容でございます。工期につきましては年度内を完了目途に進めるという予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第94号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第95号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第2、議案第95号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第95号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第8号）ご説明を申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,761万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ64億5,904万8,000円とする内容でございます。

地方債の補正としまして、第2条、第2表で地方債補正お願いをしております。

一枚おめくりをいただきますと、第1表 歳入歳出予算補正になります。1ページは歳入の表であります。今回の8号補正の財源でありますけれども、国庫支出金、そして基金からの繰入金。あとは町債の補正をさせていただいております。14・18・21、この款以外の款の総額が41億3,578万6,000円でありました。そういった表になってございます。

2ページが第1表の歳出の表になります。今回は記載のとおり、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費、予備費で補正がございまして。こういった内容でありまして、補正されなかった款・項に関わる額としましては、議会費であるとか、あと公債費、災害復旧費でありますけれども、そういったところの補正前の予算額12億5,208万7,000円であったという表でございまして。

4ページをご覧いただきたいと思っております。第2表になります。地方債補正であります。今回、過疎債の補正をお願いをしております。8月の下旬に、県より、本年の現時点での同意額、通知がまいっております。申請をしましたが、やはり過疎債、今、非常に厳しいということで、申請額全ての同意ということには至りませんでした。今後、追加もありますので、それに期待をするところではありますが、現時点での補正額、補正をさせていただいたところでもあります。限度額を4億1,860万円と変更したい内容でございまして。

5ページからが事項別明細になります。5ページ・6ページは総括表になっておりますので、7ページからご説明を差し上げます。

歳入の国庫支出金であります。今回、総務費の国庫補助金としまして、新型コロナウイルス感染症の対応のための地方創生臨時交付金第2次分であります。1億9,435万4,000円を想定してございまして。併せまして、誘客多角化等滞在コンテンツ造成実証事業の支援金1,980万円お願いをしております。

次、18款の繰入金であります。新型コロナウイルス感染症対応としまして、今般、財調7,566万4,000円で想定をさせていただきました。

21の町債であります。今回、教育債の補正をさせていただきたいと思っております。第2表 地方債補正の折に申し上げました県の同意額、1次分の通知ということでありまして、それに基づきまして所要の補正をお願いをするという内容であります。民具収蔵庫、小学校施設整備、給食センターの施設整備等々で若干の減額、あるいは8,200万、多大な減額があり

ますが、こういった同意額となったということでもあります。一番下、指定文化財保存修繕事業であります。これはあの、歳出でお願いをいたします長谷部家関連の起債であります。今回、5,190万円、該当となりました。過疎債でありますので、後年度、この7割、3,633万円は交付税措置されるということでありまして、実質の一般財源、町費としましては1,557万円。起債以外の分もありますので、1,560万円ちょっとぐらいというふうに理解をいただければ幸いです。

続きまして、8ページから歳出になります。今回の歳出予算でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次分。そのほかに誘客の多角化の補助金を財源とした企画費での補正。あとは有害鳥獣関係の補正。あとは起債でお話をしました長谷部家関連が内容になってございます。

地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症関連につきましては、ただ今お配りをした資料でご説明を差し上げたいと思います。先週まで、議会全員協議会等々で協議をさせていただきまして、当初、当局からお示しをいたしました30項目がございまして、それに加えて、31番目で、詳細には説明を差し上げますけれども、新型コロナウイルスの対応のためインフルエンザの予防接種の費用。これを今年に限り、全額、町費で対応したいということ。もう一つは、公共施設の公共的空間の安全安心確保ということで体温の検知カメラ。こういったものを議会の皆様方からのご要望によりまして加えたということになってございます。補正予算、資料ともども説明をさせていただきます。

まず一般管理費でございまして、備品購入費、管理用備品200万円をお願いをしております。これはあの、お配りをした資料ナンバーの1であります。ここに体温検知カメラ200万円追加をさせていただいてございます。これにつきましては町内各施設、湯ら里、そして旅行村等々確認をしておりますが、今後、設置の協議をしまして必要なところから設置をするということを進めさせていただければと思います。今回、従前、スリッパの滅菌器等々、議決をいただいたものから200万円を追加をしております。その下の負担金、補助及び交付金250万円であります。新生児の特別定額給付金となっております、これは資料でございますとナンバーの25になります。4月28日以降出生した子供に対しまして、年度内の出生者に対しまして10万円を給付するという内容でございまして、

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 2目、文書広報費でございまして、こちらにつきまして

は財源内訳の補正ということになってございます。

6目、企画費でございます。委託料として誘客多角化等滞在コンテンツ造成実証事業1, 980万円をお願いするものでございます。こちらにつきましては、両常任委員会でもご説明をさせていただいたところでございますけれども、只見駅周辺エリアの観光資源の磨き上げ、受入れ整備を行い、日本人に加えて訪日外国人。さらにはウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた今後の誘客取組みに繋げるために、歳入でもご説明ありましたとおり、国庫補助金を活用して事業を実施しようというような内容でございます。具体的には、JR只見線の全線復旧も見据えまして、産学官連携、山形市にあります東北芸術工科大学との連携で只見駅周辺、特に三石神社を活用した縁結びなどをテーマにして、滞在ルートの調査であったり、土産品開発、安心安全のガイドブック。さらには現行ガイドブックの多言語編集などを行ったうえで情報発信をして誘客ターゲットの多角化を図りたいという事業でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 11目、朝日振興センター費について説明させていただきます。資料ナンバー最終ページの26番をご覧ください。町民が町外に居住している友人・知人・家族等へ町民の方々が生産された農作物や特産品、町内で購入された日用品などを送られる際の郵送料の一部を助成するものです。助成金としまして、1,900世帯で、荷物1個あたり1,500円で5個まで助成するというので、補助金として1,425万円をお願いしたいと思います。併せまして附帯する消耗品費として47万円をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、民生費でございます。社会福祉総務費の消耗品。あと役務費の通信運搬費、手数料につきましては、負担金の交付金でお願いします特別給付金の事務費ということで、申請に伴う郵送料であったり、振込手数料ということでお願いしてございます。9ページの負担金、補助及び交付金。補助金であります。これについては資料の27、ナンバー27にございます。新型コロナウイルスの感染防止対策としまして、移動販売等による店舗で密を避ける目的と併せまして、身近な商店の減少によって、日常生活に必要な食料品等の購入が困難な買い物弱者を支援するということと、あと併せまして、高齢者等の見守りの役割を担っていただく移動販売事業者を募集をしまして、その事業者に対し車輛貸与するため社会福祉協議会のほうへ車輛の購入費を補助するものでございます。4

00万円の、一応、2台を想定してございます。続きまして、交付金、特別給付金でございます。これが資料のナンバー14になります。新型コロナウイルス、長期化が予想されます。また今後、特にインフルエンザとの流行期重なるということで、マスクの着用、手荒い、手指消毒など、さらなる感染防止対策を行っていただく必要がございます。そういったことで町民の方の負担が増える。また、国の制度、町独自の事業継続支援金、生活支援給付金など、支援制度の基準に当てはまらない方もいらっしゃるということで、町民に分け隔てない生活支援を行っていくということで一人あたり3万円の給付で1億2,600万円お願いをしております。

次に、衛生費でございます。予防費、委託料、インフルエンザ予防接種委託料につきましては、当初予算に計上しておりました通常の助成金を振替えさせていただいて、今般、議会からご意見のありました新型コロナ対策としてのインフルエンザ予防接種委託料1,687万8,000円でございます。13歳未満のお子さんにつきましては2回接種が必要ということで、その方について5,500円、281名でございます。その他の方については4,000円で、3,903名で1,561万2,000円となっておりますが、これにつきまして、朝日診療所で受けていただくことを前提に、その単価で計算をさせていただいております。町外の県内で仮に受けられるという場合には、医療機関によって単価決めてございますので、この差額4,000円なり5,500円差し引いた分についてはご負担をいただくということで、基本的に診療所での接種を行っていただきたいということでお願いしております。負担金、補助金、交付金の負担金につきましては、県外で受けられる場合には全額一度ご負担をいただくということになりますので、その後、領収書を添付していただいて所要の4,000円なりを償還払いでお返しするというので予算を計上させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、めくっていただきまして10ページになります。

5款、労働費でございます。1目、労働諸費でございますが、こちらにつきましては地方創生臨時交付金等々の計上に伴います財源内訳の補正でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、農業費でございます。農業振興費につきましては、交付金として1,800万をお願いしてございます。これにつきましてもコロナ過での

農林水産省者に対する給付金を考えてございまして、資料の別紙の24番になろうかと思いますが、農業経営、今年度の農業経営において、昨年比で減収した場合において定額給付金を15万円給付しようというものでございます。要件としましては、対前年比で収入額、所得ですが、20パーセント以上且つ15万以上減少した場合というような要件としてございます。実施にあたりましては申告時期であります年明けからということをご想定をしております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きます。5目の交流施設費でございます。委託料といたしまして交流施設整備基本計画策定委託料900万の減。併せて、新生活様式対応施設整備基本策定委託料1,600万の増ということで、差引き700万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、配付されております新型コロナウイルス関連の資料の28番をご覧くださいながら説明のほうをさせていただきたいというふうに思いますが、今般、新しい旅行スタイル、新しい生活様式に対応した受け入れ態勢の整備を図るため、町指定管理施設である交流促進センターの施設整備に係る基本計画を策定するというものでありまして、当初、議会からの特別委員会報告、また、その他様々のご意見を反映させまして、交流促進センターの増床を目途にいたしました整備の基本計画、また運営を含めた形での基本計画策定ということで基本計画の策定委託料計上させていただいておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を鑑みますと、新しい生活スタイル、また新しい生活様式に沿った交流促進センターの整備、また運営が新たな課題として出てきたところでございます。こういった部分を併せて検討をさせていただきたいという部分と、併せまして現在の既存施設につきましてもかなり長い年数が経っておりまして、特に水回り中心にかなり不具合が多発してきております。そういった中で既存施設の設備につきましても、専門的な観点からの老朽度調査が必要になってくるということから、併せて実施をしながら整備基本計画の策定を図ってまいりたいというものでございます。合わせて700万の増額ということでお願いしたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きます。同じページ最下段であります。林業費であります。林業総務費においては補助金の増額をお願いしてございます。農作物鳥獣被害防止対策事業補助金を400万、増額をお願いしてございます。今年度においては、非常に農作物

被害が、鳥獣被害による拡大が発生しておりまして、8月から10月までの間、鳥獣被害対策の強化期間として現在取り組んでいるところでございますが、その大きな柱の一つとして本事業、電気柵であるとか防護ネット、または爆音機、それからわな等の購入補助を拡充して実施をしているところでございますが、今般、非常にその申請、相談件数が多くありまして、不足が見込まれることから、今般、増額をお願いするものでございます。尚、詳細につきまして、9月4日の全員協議会でも詳細にはお知らせをしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、7款、商工費でございます。2目、商工振興費でございます。12節の委託料としまして町内利用商品券発行事業委託料4,200万円の増ということでございます。これにつきましては、配付いたしました資料の中でナンバー13番になります。町内利用商品券発行事業ということで記載をしてございます。本件につきましては、6月会議において補正計上をさせていただいた項目でございますが、その後の新型コロナウイルス感染症のまた流行の拡大、影響の増大といったようなことで、来訪者の減少、また購買意欲の減退が継続しているといったような状況の中で、町内の消費喚起による商業の活性化、また、町民の生活支援といった観点から、当初、町民一人あたり1万円の商品券配布を想定していたものでございますが、さらに1万円を増額をさせていただいて2万円、町民一人あたり2万円の配布をさせていただいて、さらなる消費喚起、また生活支援のほうを図ってまいりたいものでございます。

続きまして、3目の観光費でございます。12節、委託料でございます。宿泊助成事業委託料ということで1,150万の増額でございます。こちらにつきましては資料のほうの29番になります。宿泊助成事業ということでございます。こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けております観光事業者を支援をしまして、来訪需要を喚起するために町内宿泊に対して1泊5,000円ということで助成を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。こちらにつきましては、現在、県で県民割、今度、3県、隣接3県での合同の取扱といったようなことも現在進められているようでございますが、そのクーポン券、県で行われているクーポン券が現在、10月末日までといったようなことで取扱いされておりますので、今般のこの宿泊助成事業につきましては、それが終了した後、11月からの実施を想定しているものでございます。約2,000泊という形での想

定をさせていただきまして、新聞広告等で只見町のPRをしながら、来訪需要の喚起を行ってまいりたいものでございます。続きまして、その下の18節負担金、補助金及び交付金でございます。補助金としまして宿泊予約延期協力金ということで250万の増額補正でございます。こちらにつきましては資料のほうの30番ということになります。町独自の受入れの自粛要請ということで、7月21日から7月31日までの間、町独自で首都圏を中心にした感染拡大地域からの宿泊について、自粛の検討を要請しておったものでございます。こういった自粛の要請に応じていただきました町内の宿泊事業者の事業継続を支援するという。また、そのキャンセル、今回、只見町に来たいという方々がやむなくキャンセルをお願いしたといったような、キャンセルを余儀なくされた来訪予定者に対しまして、再度、只見町への来訪を促していくといったようなことで給付金を支給をさせていただきたいというものでございます。キャンセル数、約500泊というところでございます、そこに協力金と、あと来訪の勧奨ということで各宿泊施設のほうで工夫をしていただいて、町内産品を送付していただく等々、それぞれ工夫をしていただいて来訪勧奨に資するための資金といったことも踏まえまして、1泊5,000円ということで設定をさせていただいております。こちらのほうで総計250万円の協力金というようなことでお願いをしたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 11ページ中段であります。非常備消防総務費であります、財源内訳の補正をお願いするものであります。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 教育費でございます。まず小学校費の学校管理費であります、財源の振替の補正となっております。

次に、12ページにまいりまして、中学校費の学校管理費。こちらも同様に財源振替での補正という内容でございます。

社会教育費の文化財保護費。公有財産購入費としまして5,192万9,000円。こちらにつきましては県の重要文化財でございます旧長谷部家の土地、それから建物、それぞれを購入をしたいという金額でございます。

続きまして、保健体育費の体育施設費及び給食センター費。こちらにつきましても財源振替による補正となっております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 13ページであります。予備費でありますけれども、今回の8号補正、8,684万9,000円予備費の減額をもって調整をさせていただきました。

以上、ご説明を差し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 2点ほどお伺います。

まず9ページ、民生費の中の移動スーパー等地域生活支援事業補助金。これ見ますと、社会福祉協議会のほうで業者に対して貸与する。貸付は、業者に対しての貸付はまず有償なのか、無償なのかということと、これ、今でも、もう既に町内で店舗がなくなって困っていらっしゃる方々いらっしゃいます。いつ頃から営業というか、実際にこの補正が通りましたら、いつ頃から実現可能になるのか。その二つ。

それからですね、あと一番最後の長谷部家取得。これに関しましては、とりあえずあの、土地購入、それから家屋購入につきましての質問は全協と委員会等で行いましたのでしませんけれども、これ、委員会等でも申し上げました。教育委員会だけでなく観光商工課とタッグを組んで、そしてしっかりした運営計画を立てていただきたい。それを、いつ頃から、どういう形で具現化されるおつもりなのか。その2点をお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） まず移動スーパーの支援事業でございます。貸付料につきましては、今、社会福祉協議会の中で協議をさせていただいておりますが、基本的に無料ということで今考えてございます。あと、時期につきましてですけれども、予算いただいてから内部協議をさせていただいて、募集をさせていただいて、事業者を決定いただくと。それから車の発注ということになりますけれども、大体あの、車のほうが2ヶ月から3ヶ月程度かかるということでございますので、年度内、2月か3月ぐらいには納車していただけるかなということで今考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 旧長谷部家の取得に際しましてであります。今ほどご提案いただきましたように、教育委員会のみならず、横の連携を図りながら、文化財保護の観点以外

にも地域振興、地域活性化に繋がるような、そういった取組みを進めてまいりたいと思っております。その時期ということでございますけども、今回、この予算、成立させていただきますと、その後、仮契約を行って、契約議決対象というようなこととなりますので、改めての議会の折に議案提案をさせていただきたいと思っております。その際、併せまして、維持管理に必要な予算の補正もお願いをさせていただくようになろうかと思っております。そういった手順がございますので、いつ頃までにというの、ちょっと、今正確になっておりませんが、年度内にはそういった検討には着手したいと、そのように考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） その、まず最初に聞きました移動スーパーで無償貸付であると。で、年度内であるということですがけれども、まずこの事業者がどなたかになって、何を売るかによって、その車の中をどうするかとか、その整備、冷凍・保冷なのか、通常なのかっていうのがあると思うんですけれども、その辺のところはどうなるのかというのと、また、その事業者によっては、途中でここを直したい、あそこを直したいと、基本的に貸与でありますので、その事業者個人の条件で直していいものかどうかというのものもあるかとは思いますがけれども、その辺のところ、事業をされる方の意見、どの程度取り入れることができるのか。また、事業を始めてからもある程度の改良などはできるのか。また、そうやって改良とか何かをした場合の費用関係。それは事業者負担になるのか。公費で賄うのか。その辺のところをもう1回聞きたいと思っております。

それから、長谷部家につきましては、やはりあの、今ほど教育次長がお話になりました。これ、町としてですね、本当にあの、高い買い物になると思います。そして今後も、かなり高額な管理費が必要になってくるのかと思います。そういった中で、この文化財の保護というものと併せて考えて、どうしたら有効に活用できるのかというのは、やはり、町長、トップのお考えではないのかなというふうに考えますので、町長、現時点でどのように考えていくのか。また、先ほどこの補正が通りましたら、今後検討をしたいということではなくて、もう既にこれだけのお金をかけるんだっただらば、こういうふうに使っていききたいという、具体的ではなくても基本的方針はあってしかるべきだと私思います。その辺のところを町長からの答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） まずあの、移動販売車の件でございます。内部につきまして

は、事業者が決まった時点で協議をさせていただいて、予算の関係もございますけども、要望をある程度、要望に沿った車、基本的に軽自動車は今考えてございますが、そういった中で希望に沿った後ろの冷蔵庫であったり、展示スペースというか、そういった部分については協議をさせていただきたいなというふうに考えてございます。あと、その後の改造につきましては、社会福祉協議会との協議にはなるかと思いますが、基本的に維持費については事業者負担と考えてございますので、必要な改造等につきましても事業者で賄っていただきたいというふうには今考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今までも全協とか、そういったところでも発言をさせていただきましたが、叶津番所も戊辰戦争以前からの長い只見町の歴史の中で非常に文化財としては貴重なものでございます。それと289号、これからも峠という映画の中で一つの形として、塩沢の河井継之助記念館との連携。そういったものも重ねながら、只見町の全体の中で、ここで立ち止まって見ていただけるものを連携しながらつくっていくうえで、文化財と観光資源との活用を十分検討してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 3回目なので、くどいようすけれども、本当にあの、そういったことで、多額の、多額っていうか、本当はあの、文化財、ああいったもの、無償で譲渡いただければ一番良かったのかと思いますけれども、その辺はまあ、叶わなかったということで残念ではございますけれども、ただ、ああやっておいて、その奥には旧五十嵐家もございませう。そうした中で、今ほど河井記念館というお話がありましたけれども、その辺のところを総括エリアで考えていただいて、そして、建物ばかりでなくて、その間に点在する自然的なもの、かたくり公園とか、季節にございます。蒲生岳もございます。そうしたものも全てひっくるめて考えるのが観光政策ではないのかなというふうに考えています。あとはJR蒲生駅。それから塩沢駅。そこからのアクセスをどうするのかということも、そこも全て考えて、総括的に考えて、素晴らしい活用方法を今後期待しておりますので、再度、そうしますという答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 叶津の番所跡周辺につきましては、五十嵐家は移築ですが、289号の旧道がそのまま残っている、隣接しているところでもあります。そういったところをうまく活かしながら、ただ今申されたような、あそこは只見線でもカーブしている、景勝的にも良いところでもありますので、そういったところも総合的に連携を想定しながら、観光、それから文化遺産としての保護と利用について十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかに。

5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今と同じような質問になって申し訳ありませんが、12ページの長谷部家の件でございますが、文化財を購入するには何の異論もございませんが、この経過、全協等でだいぶ話は聞かせてもらいましたが、県の教育委員会等に問い合わせしたと思いますが、どのような、民間の方から文化財を購入するにあたって県からお話があったのか。それから今後の管理、維持管理ですが、先ほど町長が申されましたように、河井記念館等含めて、観光の目玉にしたいということですから、当然、今後まあ、先ほど契約の際に補修等の予算もあげさせてもらいたいということで、その件も全協等で聞かせてもらって、簡易的な補修ということでしたが、やはりこういった大切な文化財ですから、ちゃんとした補修をする。そういったやっぱり考え方がなくて、文化財を維持できるのかなど。我々もこの議案を議決して、町民に聞かれた時に説明しなくちゃなりません。ですからやっぱりそこら辺を踏まえて、しっかりとした考えがとおりだと思っておりますが、その辺をもう一度お聞かせ願いたいです。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 旧長谷部家の維持管理というあたりかと思っております。この…

○5番（小沼信孝君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○教育次長（馬場一義君） 県の教育委員会のほうには、県の重要文化財ということで、こういったような動きが予定されてますというお話はしましたけれども、持ち物自体は民間から町ということで、特にその辺について、県のほうでは県有物件ではありませんので、特段のお話等はありませんでした。当然、維持管理は万全を尽くしてほしいという考えは県の重要文化財である以上、根底にはあるとは思いますが。そのうえで、奥にあります旧五十嵐家もそうなんですけども、やはり適切に、適宜、時期を逸さないように、維持補修、特に

茅葺屋根についての維持管理、維持補修。こういったものは適切にやっていかなければならないと、そのように考えておりますので、実際、建物の状況を確認をしながら、県のアドバイスもいただきながら適切に管理をするように努めてまいりたいと思いますので、そういった屋根の維持補修関係の必要性が出ましたら、またその予算というような形で提案をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 是非、そうやって、貴重な文化財ですから、維持できなくなったからトタン屋根にするとかということのないようにお願いしたいと思います。

それである、県のほうでは、個人の持ち物だから、個人と町ということで、特別、特段、何かなかったと思いますが、やはり古い物を購入するにあたって、どの程度、現状復帰ということ、現状を維持するということが前提だと思いますが、屋根ばかり目がいきますが、土台も相当、裏のほう腐ってます。そういった、それから正面の土壁、相当傷んでます。やっぱりそういったもの含めてしっかりとした管理をしなければならないと思います。ですからやはり、我々、この、買ったから良いということじゃなくて、やっぱりその後にかかった、これだけかかっても、それを求めなければならない、残さなきゃならないということをしつかり説明しなきゃならない責任があります。我々には。ですから、その辺をしっかりと1者だけの見積もり等でなくて、やはりいろいろなところを見る。当然あの、大内とかもあります。でも、やはり雪の量が違いますから、大内とは全然比べものになりません。ですから、是非とも、県を跨いでますが、佐藤家・目黒家、隣り、魚沼にあるのを見ていただくと、屋根の厚みがもう、叶津番所の倍くらいあります。ですから、そういったものを参考にされてしっかりとした管理をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 屋根に限らず、土台、壁、そういった部分についても適切な維持管理に努めてまいりたいと思いますし、今ほどご提案をいただきましたように、他の類似物件。そちらのほうの研究、そういったところにも取り組みたいと思いますので、魚沼市との連携を図るなりしてまいりたいと思います。そのほか、雪の量が違いますが、大内宿であったり、前沢集落であったり、そういったようなところも参考にしながら、今の文化財の価値を損ねないように努めてまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） 今ほど、経済委員会の方から二人ほど、質疑ありました。まだ、本会議において、こういう質問が出るということは、まだ審議が足りなかったんだろうと思います。で、私ども文化財を保護するという観点はまったく同じでございます。ただ、ここに至るまで、もう少し早く、議会、委員会のほうにお話がなかったのかなというのが非常に残念でなりません。もう、当初予算の時点で、もう、金額同じですから、決まっていたんじゃないですか。これ。だから、町長にお伺いしたいのは、こういうことはやはり、我々、相談してくれという、話してくれということを再三言ってきたんですが、全然、そういう感じが見受けられないのでまた言いますけど、本当にあの、審議が足りない。で、私も現地見たことないから、現地視察もしてきました。現地視察してきたら、また疑問も当然出るわけですよ。あの算出の根拠。もう、全然理解できませんでした。2, 000万で買って、3, 000万補修したというのは、どこをやったのかなと。ジャッキで上げた。ジャッキで上げたんだけど、土台のところ、壊れたところジャッキアップして木端挟んだだけだ。あんなんでも3, 000万なんて、かかるわけないですし、バツと見ただけでお金かかっているのは、台所とトイレと浄化槽やられたんでしょうけど、そこらぐらいしか見当たらなかったんですよ。だから、やはりね、これあの、税金で物買うわけですから、もうちょっとあの、町長は慎重にされたほうが良いんじゃないかなというふうに思います。まあ、後から、全体反対しているわけではなくて、今後そうしてもらいたいという意味で私は言ってるんですけど、一番最後に過疎債で7割戻ってくるという説明はありました。まあ、それは良かったなと思った。最初は丸々、身銭で町で買うのかなと思ってたんですけど、過疎債が該当になったということで、ある程度良かったなというふうには思ったんですけども、過疎債にしても、何にしても、これは税金は税金になるんですよ。町の税金は決まっていますけど。こういうことをね、やっぱり、自分が身銭切って買われる立場で、こういう交渉があるんでしょうか。もう絶対に、おかしいなというふうに最初思ったものですから、今後は、こういうことが出ましたら、こういう話、きてるんだけど、議会のほうでもちょっと検討してくれやというぐらいのことはあって然るべきではないかなというふうに思います。まったく、まあ、決まったやつ議会に出せば、文化財だから誰でも賛成してくれるんじゃないかというように感じてやられたんでは、

これは我々、今、小沼議員が言ったように、町民に対して説明責任つかないですよ。なんて言っていないかわからないですよ。あれ5、200万ぐらいで買ったんだって。何でと言われたって、いや、文化財だからしょうがねえんだってというぐらいしか返事できませんよ。今後はちょっと、そういうことを議会のほうにもお話していただけますかどうか町長にお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回の番所の件につきましては、取得の件ですが、契約といたしますか、ある程度話が進みましてからは議会のほうに、全員協議会とか、いろいろさせていただきました。であの、当初の段階である程度いきたかったんですが、コロナの関係と、交渉がうまくいかなかったという分が一つありまして、土地について、非常にあの、時間といたしますか、年度内の中で時間を要したという分がございました。で、そういったところの方向性がつかなかったということもあったものですから、それと併せながら屋根の補修のことも両面でできるだけ急いでやりたかったんですが、結果的に話がまとまったのがギリギリになってしまったということもありましたので、そういった形で事前の協議等、報告等について、少なかったということは大変申し訳なく思います。それで、私は事前協議をしないという意味では全然ありませんので、できるだけ担当委員会等を通じながら、今後はこういった事案については丁寧にご報告、協議をさせていただきながら事業執行のほうに取り組んでいきたいというふうに考えますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 是非お願いしたいというふうに思います。とにかくあの、委員会に突然、この金額で内諾得てますから、という入り方で議会に出されても、我々どうしようもないんで、その点は十分に配慮していただきたいというふうにお願ひしておきます。

○議長（大塚純一郎君） もう一度、菅家町長、お願いします。

○町長（菅家三雄君） ご理解いただきましてありがとうございます。趣旨は十分理解いたしますので、その点は事前に協議をさせていただくように努力いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 直接、この予算に関係しないかもしれませんが、町がこの歴

史のある長谷部家を購入できると、取得できるということは、大変、私にとっては良かったかなと思っております。というのは、五十嵐家が昭和47年に国宝に指定された時に、どこに移築するかという時に、やはり長谷部家のある叶津に移築するのが一番良いと、当時、教育委員会と企画のほうで検討して、それ以外の人も勿論検討したわけですが、最終的に議会の承認を得て、あそこに移築をすることになったわけでありましたが、その当時は民間の人が、民間というよりも持ち主が居住されておりましたから、ではあります、町としてはその、あそこに歴史的なそういった建造物がある程度まとめて、観光的な活用、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、そのようなことを考えてあそこに移築したわけでありまして、もう一つあるわけですが、一つ、現場を見て残念に思うのは、五十嵐家と長谷部家の間に道場だか何だかわかりませんが、立派な民家がありました。今回、買収するにあたって、その民家のことが話題にならなかったかどうか。その点を1点お聞きしたいと思います。

それともう一つは、やっぱりあそこが歴史的な、そういった地域に整備していくという全体構想を守っていただきたい。立てていただきたいということです。その2点について、町長のお考えをひとつ。交渉の過程の民家については、担当者のお話をお聞きしてみたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 先に、教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 間にある民家って、長谷部家と五十嵐家のちょうど真ん中というか、その斜め後ろにある、道場というようなことと呼ばれていらっしやいましたけれども、そちらにつきましては、所有者の方から買ってほしいといったような申し出もございませんでしたし、町のほうとしても、それを必要としておりませんので、特にその交渉はしておりません。道場はそのまま所有されるということでよろしいんでしょうかと確認したところ、これまで同様に、その分は所有をしたいというお話でございました。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 隣接地域の所有の中で、まわりにあります道場以外にも土地を所有されておりますので、この後、五十嵐家、それから番所を中心としたあの辺の周辺を考えていく中で、皆様のご意見の中にも駐車場の問題とか、いろんなことが出ました。そういったことも踏まえながら、長期的にはその所有者のほうとの議論の中で、購入する場合は、それ

こそ適正な価格が当然今度は出てくると思います。そういったところも踏まえて、今回の番所の取得の経過を十分に反省と、この後、取得した以上は活用していく必要がありますので、そういったものを十分に検討しながら、長年、あの地域で、なんていいますか、ただ今ご意見の中にもありましたように、あの辺にそういった施設をうまく利用しながら誘客を図るといふ、当初の計画に基づくようなやり方で289号の開通に向けた中で取り組んでいければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 今の説明でわかりましたけれども、例えば今の道場なんですけれども、本人が放したくない。あるいは町が特に求めるものでないという話が出ましたけれども、それは全体的な計画が作られてないから、あそこの地域の活用方法が計画としてなされてないから、結局、町としての方針が定まっていないというふうに感じるわけです。今ほど町長の答弁のように、そういうものがあるとするならば、これはまったく内部資料でよろしいですから、やっぱりそういった計画というものは、常に行政側で持っているということが必要だろうと申します。そういったことをひとつ参考にしていただきたいなというふうに要望を申し上げたいと申します。町長の考えを一言お願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） あの周辺、例えば番所のほうに行くには、道路改良とかっていうのが一つ想定されるというのも出てきます。ただ、その場合、元の歴史ある街道そのものをいじるということになると、またその地域の魅力というものは半減していく場合もあります。そういったことを踏まえながら、じゃあ将来、あそこをどういうふうな活用をしていくか。そして、全体の中では只見線も絡めながら想定をしていきたいと申します。そして、どうしてもその道場なり、あとは隣接する民家のほうが、町として取得をして、あの辺をこういうやり方でいきたいというものが想定されれば、それは取得をしながらもやっていきたいと思ひますが、これからその青写真をしっかり立てまして、そして、必要であれば取得しながら、総合的な計画に基づいて整備を進めるように努力をしてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませぬか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 随分、長く話をお聞きしましたので、概要はわかりましたが、文化財

的価値というのは、番所、口止め番所としての文化財的価値を認めたから今、今日あるということでしょうか、ちょっと心配したのは、町長の話で駐車場の話が出ましたが、おそらくあの、例えば、番所というか、関所とか、あれはたしか番所と関所と、両方の機能を持っていたようなところみたいですが、(聴き取り不能)という話がありますけれども、建物以外に、お白洲があったり、いわゆるお役人様が立っていたり、おそらくゲートがあったり、おそらく、そういうことがあって初めてあそこが機能していたんだと思いますが、その辺を、今、どうするかなんてといっても、なかなか困るでしょうが、その文化財価値の中には、あそこの機能を、何が行われていたかということがひとつの文化財の決め手でありますので、そのところもこの後、ちゃんとした学術調査なり、そのいわゆる科学的、学術的に基づいたものによって、何か造ったりして後で方法なくなるようなことのねえように、ひとつよろしくお願いしたいのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 長谷部家の古文とか歴史につきましては、ある程度、調査は済んでまして、今、県のほうで預かりになってます。それで、そういった中に8月の5日頃から、ドーっとあそこへ、長岡のほうから、それ以前からですが、8月が最盛期に、それ以前、1ヶ月前頃からですか、ドーっと流れた経過。そして、その文書の中には、当時、食糧を集めるのに大変だったとか、そういった要望を上のほうにしている名主の文書等、非常に多く残されております。で、そういったものは十分活用しながらやっていく必要があると思いますし、それとあの、建物の中で、上座のほうといいますか、経済のほうではご覧になったと思いますが、あの奥のほう、五十嵐家側のほうから2部屋ですか、ここはあの、前の所有者の坂本さんもほとんど手を付けずに残していただいておりますので、そこはきちんと保存していく必要があるというふうにも思いますし、そういったところも踏まえながら資料そのものは十分にそろっているというふうにも思いますし、ただ足りない分は補足もしながら、そういったものをうまく展示、それから表現しながら残していきたいというふうにも考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 文句ばかり言って、ちょっと褒めるの忘れたんですけど、議会の要望、コロナの件ですが、2件ばかり取り入れていただきまして、本当にありがとうございました。この件に関しては御礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） ほかに。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 9ページのコロナ対策の予防接種。説明ですと、今回に限り、それから対象は町民となっております。確認しますけども、山村留学生。この方らは対象になってますでしょうか。なってませんか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 山村留学生の方々、皆さん、住所を移していただいておりますので、対象になります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第95号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着用をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

(午後 2 時 2 2 分)

